

介第295号
令和8年1月8日

介護サービス事業所 各位

山口市介護保険課長

介護サービスに係る「電子申請届出システム」の運用について

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、指定申請・届出は、原則として「電子申請届出システム」によることとなりました。

山口市では、令和7年4月から「電子申請届出システム」による介護サービスに係る指定、指定更新、変更及び加算届出等に関する申請の受付を開始しております。今後、届出等が必要な際には、**原則、「電子申請届出システム」での申請・届出**を行っていただきますようお願いいたします。

「電子申請届出システム」の利用にあたり、事前に「GビズID」の取得が必要です。**取得されていない法人におかれましては、「GビズID」の取得をお願いいたします。**

詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

記

1 電子申請届出システムで提出可能な申請・届出の種類

- ・ 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、日常生活支援総合事業の次の手続きが、対象となります。

対象の申請・届出の種類
<ul style="list-style-type: none">・ 新規指定申請書（事前に相談が必要です）・ 指定更新申請書・ 変更届出書・ 廃止・休止届出書・ 再開届出書・ 加算に関する届出（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）

2 「GビズID」の取得について

- ・ 「GビズID」は、法人・個人事業主向け共通認証システムです。
- ・ 「電子申請届出システム」の利用には、「GビズID」の登録が必要です。
- ・ 「GビズID」を取得していない法人は、次の「GビズID取得の申請ページ」からアカウントを作成してください。

GビズID取得の申請ページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

GビズIDヘルプデスク <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

※ GビズIDに関する問い合わせは、ヘルプデスクにご連絡ください

3 「電子申請届出システム」のログイン方法

- ・ 「電子申請届出システム」には次のリンクからログインできます。

電子申請届出システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・ 介護事業所向け操作ガイド

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation_guide_2_20.pdf

- ・ 操作マニュアル（事業所向け）詳細版

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_2_30.pdf

- ・ 操作ガイド（事業所向け）説明動画

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5

山口市介護保険課：竹本
電話 083-934-2805